

質の高い学力を育てるための社会科授業の工夫 ～言語活動の充実を通して～

社会科 陰山 健 飯島知明 吉田昂平

1. 主題設定の理由

本学では小中高共同研究テーマとして「自立し協同する力を育む教育～コミュニケーション力を基盤として～」を掲げ、昨年度より実践に取り組んでいる。社会科においてもコミュニケーション力の土台として、言語活動を通じた思考力・判断力・表現力の育成に努めている。ここで言う思考力・判断力・表現力とは、自ら課題を見出し、その事象について多面的・多角的に考察し、諸資料や他者の様々な意見を吟味しながら自らの考えをまとめ、判断を行い、それを効果的に発信していく力のことである。こうした質の高い学力を育てるために、これまで論述やディベート、NIE、思考の「型」の習得等に取り組んできた。

論述やディベート等の言語活動を本当に効果のあるものにしていくためには、「相手の言語を理解する力」、「相手が理解できる形で表現する力」が欠かせない。そのためには私的な言語ではなく、社会科特有の言語を含めた公的な言語が必要となる。言い換えれば、社会的事象に関する知識・理解が必要であり、基礎・基本的内容の徹底が求められるのである。その上で、話し言葉による振り返りである「再声化」、書き言葉による振り返りである「再言語化」を意識して行うことで、自らが思考した事柄を内面化し、学力が質的に深まることが期待される。

また新学習指導要領において、社会科の教科目標として「広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う」ことが掲げられている。ここでいう公民的資質とは言い換えれば、よりよい社会、持続可能な社会を築いていくために必要な資質である。そのためにはまず一人の市民として、法やルールを理解および順守が求められる。すなわち法教育が重要となる。そして法やルールが言語から成り立っている以上、言語活動の充実を通じた思考力・判断力・表現力の育成に努めなければ、法教育は成り立たない。

質の高い学力を育てることは、法教育をより有意義なものとするためにも重要である。

2. 実践の概要

効果的な言語活動を行っていくためには、昨年度までの取り組みからも、個人思考と集団思考のサイクルを繰り返すことが効果的であると思われる。個人で思考・判断した事柄を他者と交流し、練り直す。そしてその集団思考を受けて、再度自らの思考を再構築する。

法教育においても、法やルールが社会の存在を前提としている以上、それは他者の存在を抜きには考えられない。そのため多様な視点、価値観が必要であり、個人思考と集団思考のサイクルは非常に有効である。そうした取り組みによって、よりよい社会を築いていくために必要な合意形成の能力、建設的な批判の能力といった公民的資質の涵養が期待される。

【実践事例1】

題材： N I E（教育に新聞を） ～小学生に社会問題を解説しよう！～

- 目標：
- ・様々な情報や資料を取捨選択し活用する力を養う。
 - ・社会的事象を多面的、多角的に考察する力を養う。
 - ・考察結果や自分の意見を適切に表現する態度を育てる。

学習内容：小学生に事前にアンケート調査した「この夏、気になった社会的できごと」の中から中学生が「円高問題」・「原発問題」・「リビア情勢」・「阪神タイガース」を選択し、解説準備を進め小学校に出張して出前解説を行った。

↓小学校への出前解説の様子（H23・9）



↑新聞・書籍・インターネットから情報を収集し、グループ内での対話を通して思考を再構築しました！

平成 24 年度から全面実施される新中学校学習指導要領社会科の目標の中に、「～ 諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し、～」とあり、その内容の取扱いについては、「地図や年表を読みかつ作成すること、新聞、読み物、統計その他の資料に平素から親しみ活用すること」とあることから、今後さらに飛躍的に発展することが予想される高度情報化社会に対応すべく、生徒自らが社会的事象を見出し、諸資料を適切に収集、選択、処理、活用する力の向上が強く求められている。しかし、その具体的教育実践方法は現場の教師の裁量に任されている。

そこで社会科では「平素から新聞に親しむ」ことを目的に、昨年度に引き続き、N I Eの実践指定校

として毎朝 10 分間、その日の朝刊からピックアップされた新聞記事（B 4 版表裏印刷プリント）を赤ペンで重要語句に線を入れながら読む活動を行い、社会に対する興味関心を高めると同時に語彙力や要約力などをはじめとする言語力の強化を目指した。

さらに、日々の新聞を読む活動の中で得た様々な力を活用し、表現する場面として「小学生に社会問題を解説しよう！」を企画し、実践した。この学習では、当日の解説発表もさることながら、それまでの解説準備段階において、新聞を中心とした情報収集や情報選択、またはグループ内での対話や議論を通して社会的出来事を多面的・多角的に考察する過程に思考の練り上げが認められ、

毎日新聞
大阪教育大付属池田小の児童に時事問題を解説する
付属池田中の生徒たち —池田中職員1の隅小で—

ニュース分りやすく
大阪教育大付属池田小の児童に時事問題を解説する
付属池田中の生徒たち

大教大池田を付属小で解説
を。した。

に新聞にIE（教育
に新聞にIE（教育
に新聞にIE（教育
に新聞にIE（教育

「受け身の学習姿勢」から「自ら進んで情報に迫っていく姿勢」や「知識と知識を連鎖させる姿」が随所に見られた。また解説を聴く側の立場に立って発表形態や表現内容を工夫するなど、まさに新聞を使ったこの学習は、社会科が目指す『社会的な思考・判断・表現』する力を高めたり、または評価の際にそれらの力を見取るのに適している。ただ、社会科が学習対象としている社会的事象は、それを捉える観点やそれを伝えるメディアによっても大きく内容に差異があることから、ともすると恣意的な考察や判断に陥る恐れがあり、多面的・多角的な思考とともに様々な資料（例えば新聞なら各紙）に基づいて比較や考察することが大切である。



2011年(平成23年)12月4日(日)

毎 日 新 聞



新聞から学習
まとめて発信

大阪でセミナー

NIE(教育に新聞)活動を研究する第44回大阪NIEセミナー(大阪NIE推進協議会など主催)が3日、大阪市北区の読売新聞大阪本社で開かれた。写真。

同社写真部の伊東広路記者が、放射能に苦しむ福島県の取材体験を写真を使って説明した後、高槻市立南大冠小学校・杉森明美教諭が「新聞から学習し、新聞にまとめて発信しよう!」をテーマに、児童が新聞に興味を持ち、自ら



考え、調べるようになった過程を実践報告した。

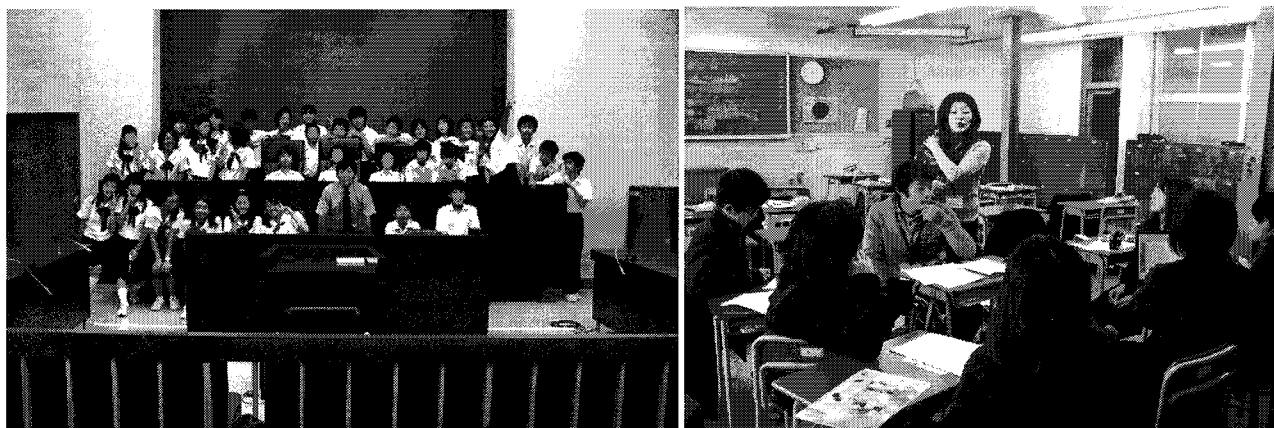
また、「新聞教材の可能性」について発表した大阪教育大付属池田中学校・飯島知明教諭は、毎朝新聞を切り抜いたプリント配布で、生徒が自発的にスクラップノートを作った事例を紹介。「新聞記事は最小限で洗練された文章。授業理解が進み、生徒と教員双方の力が向上する」と述べた。【酒井祥宏】

【実践事例2】

題材： **模擬裁判員裁判** ～あなたは他人を裁けますか？～ 及び **報道体験**

- 目標：
- ・国民の権利を守り、社会秩序を維持するために司法が果たす役割を理解する。
 - ・裁判員裁判の意義を理解し、主権者たる市民として司法参加する態度を養う。
 - ・新聞など報道の在り方や社会的使命について考察する。

学習内容：架空の刑事事件を題材とし、生徒自らが将来裁判員として司法参加することを想定しながら判決まで思考する過程を教材化し、実践した。今回は、生徒が裁判官や裁判員、さらには検察役と弁護役に分かれ、事前に準備した論拠から当日真剣勝負で有罪・無罪を導こうとする臨場感あふれる模擬裁判員裁判を行うと同時に、今回の模擬裁判員裁判などを題材にして新聞紙面やニュース映像、ラジオ音声づくりに取り組むことで報道の特徴や在り方、社会的使命についても考察した。



↑ 大阪地方裁判所見学・傍聴・法廷体験学習！

↑ 摂南大学法学部家本准教授に指導頂く検察官役！

今回の司法に関する学習では、導入として7月と12月に二回、大阪地方裁判所（淀屋橋）へ実際の裁判の傍聴体験や法廷体験を実施し、生徒の興味・関心を高めた上で、司法の役割や意義についての知識・理解中心の学習を行った。そして習得した知識の活用や資料（証拠や証言）活用技能を高める学習、及び思考・判断・表現活動に重点を置いた発展的学習としての位置づけで模擬裁判員裁判に挑戦することとした。

模擬裁判員裁判ではまず、扱う事件の概要や事実設定の共通認識を行い、検察側・弁護側双方に分かれて法廷対決の事前準備に入った。『疑わしきは被告人の利益に』の原則に基づいて、検察側は立証責任を果たすべく、有罪の根拠となり得る証拠や証言を集約し、またその量刑まで考えるなどの準備をした。一方、弁護側も検察の立証を崩すべく、矛盾点を追求したり、有罪ではないとする（＝無罪となる）立論準備を行った。模擬裁判員裁判を公開授業に設定したため、超満員の傍聴人（参観者）の中での開廷となったこともあってか、予想以上に白熱した弁論対決が繰り広げられ、模擬法廷は大きな盛り上がりを見せた。事件の概要と事実設定、そして検察側・弁護側の主張は以下の通りである。

（事件概要と事実設定）スーパー従業員がスーパー売上金額と同額を所持していた事実において窃盗罪が疑われている。

（検察側の主張）有罪（刑法第235条窃盗罪）を主張。被告人が売上金を窃盗した事実に対して証拠や証言などから合理的に疑う余地はない。

（弁護側の主張）無罪を主張。被告人を有罪にするには少なからず疑問が残る。「疑わしきは罰せず」の原則。

また今回の模擬裁判員裁判では、検察役・弁護役など法廷に関係する役割以外にも報道（新聞紙面やテレビ映像、ラジオ番組製作）に関する役割も設定し、架空事件の概要や裁判の争点、検察側・弁護側双方の主張、さらには当事者への取材などを基にそれぞれのメディアが持つ特徴を考慮しながら、「推定無罪」を加味した公平公正な報道の在り方や社会的使命についても考察した。この学習では、自分たちが伝えたいことと読者が知りたいことが必ずしも一致しないことや、読者が知らなければならないこと、または知ってはいけないこと（知る必要のないこと）は何かを考える機会となり、情報を発信する側と受信する側の関係や課題を学ぶなど、他者理解の学習にもつながった。

（役割設定）

裁判長 1名 裁判官 2名（家本真実 摂南大学准教授・武田純 弁護士） 裁判員 6名（高校生と保護者）
 書記官 3名 廷吏 2名 被告人 1名（飯島） 裁判所職員 2名 検察官 8名 弁護人 6名
 検察側証人 2名 弁護側証人 2名 報道新聞社A 5名 新聞社B 5名 新聞社C 5名 報道TV局 5名
 報道ラジオ局A 2名 ラジオ局B 2名 ※ラジオ番組内のジングルやBGMは音楽の授業で生徒が作成したものを使用

↓ 模擬裁判員裁判（H24・2・24：金 公開授業の様子） ↓



↑ 検察官 冒頭陳述



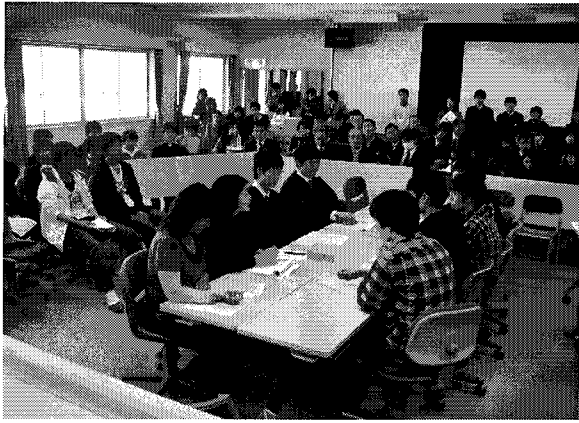
↑ 弁護人 冒頭陳述



↑ 証人尋問



↑ 証人尋問



↑ 裁判官・裁判員の評議



↑ 判決の言い渡し

【実践事例3】

題材：協同的な学び ～グループ内議論を用いた思考の再構築～

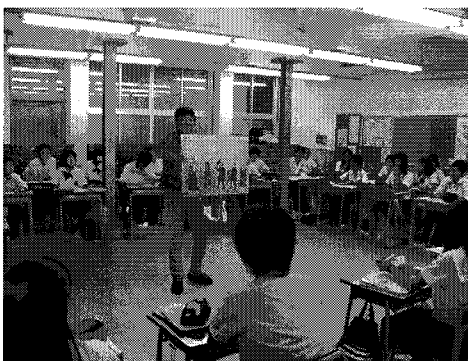
授業：明治維新（全5時間）など

目標：複雑な国際情勢の中で独立を保ち、近代国家を形成していった人々の努力に気付かせる。

学習内容：大阪府中学校社会科では、学びから逃亡する生徒を生徒指導ではなく授業改革によって学びに向かわせるべく「協同的な学び」を利用した学習モデルの開発に挑戦している。

授業では互いの顔が見える「コの字型」や四人を基本とした小グループでの対話や討論を通じた共有課題（基礎）とジャンプ課題（質の高い課題）の探究、さらには表現活動に重点を置いた取り組みを行っている。今年度は各中学校で実践した授業をビデオに収めてビデオ検討会を月一回程度開催し、授業分析や研究協議を行うと同時に、単元の評価規準案の作成や観点別評価補助簿の作成、そして魅力ある教材（発問）の開発に取り組んだ。来年度は単元プランや年間プランの作成にも力を入れ、再来年度の全国中学校社会科大阪大会でその成果を内外に発表・提案することが出来るように研究の継続を行いたい。

↓ 思考を深める四人グループ。



↑ 共通認識を図ったり個人や小グループの考えを全体に還元する場としての「コの字」。



3. 成果と課題

従来の社会科学習では、知識・理解に中心を置いた学習形態、つまり教師側からの一方通行的な授業が実践されがちであったことは否定できない。実践事例のような思考・判断・表現に重点を置いた授業は、質の高い学力を育てるためには非常に有効であった。そうした授業モデルの更なる構築や知的好奇心を刺激する課題や発問の開発が急がれる。同時に思考力・判断力・表現力の評価規準の整備も今後の課題である。